

平成 29 年(2017 年)4 月 24 日
政 策 会 議 資 料
都市魅力部文化スポーツ推進室

市立吹田サッカースタジアムにおけるネーミングライツ導入に向けた
「(仮称) スポーツ推進基金」の設置について

1 概 要

市立吹田サッカースタジアムにおけるネーミングライツ導入に向け、吹田市積立基金条例の一部を改正し、「(仮称) スポーツ推進基金」を新設するものです。

2 設置理由及び活用方法

市立吹田サッカースタジアムにおいてネーミングライツを導入し、その対価を当該基金に積み立て、以下のように活用することで、スポーツの推進を図り、まちの活性化や市の魅力向上に資することを目的として設置するものです。

- (1) 利用料金の低減などサッカースタジアムの利用促進
- (2) ガンバ大阪のホームタウン関連施策の推進
- (3) 市立スポーツ施設及びその環境の整備

3 ネーミングライツの導入について

(1) 募集方法

「ネーミングライツ導入に関する基本方針」に基づく公募（施設特定募集型）

(2) 応募資格

サッカースタジアムのネーミングライツを行使する「ネーミングライツパートナー」として本市と契約等を希望する法人又は本市との仲介業務を行う事ができる法人（以下「代理店等」という。）とします。ただし、代理店等の場合は、応募時に具体的なネーミングライツパートナーの提示が必要です。また、詳細については、募集要項に記載します。

(3) 応募条件

ア 最低価格は年 1 億円とし、導入期間は 5 年とする。

イ 導入する名称に「吹田」の文字を入れること。

（漢字、ひらがな、カタカナ、ローマ字の別は問いません）

(4) 名称使用の条件

サッカースタジアムの借主（サッカーの試合を含むイベントの主催者等）の意向により、ネーミングライツで得た名称（施設の愛称）を使用できないことがあります。

例) 次の企業については、Ｊリーグの試合開催時には設置した銘板等を表示することができません。

ア Ｊリーグオフィシャルスポンサー企業と競合する企業

イ ガンバ大阪のスポンサー企業と競合する企業

4 今後の予定

平成29年（2017年）5月定例会に「吹田市積立基金条例の一部を改正する条例（案）」の提案を予定しています。